

監査公表第 546 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 18 年 12 月 6 日

京都市監査委員	青	木	善	男
同	久	保	省	二
同	江	草	哲	史
同	藤	井		昭

京都市職員措置請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

請求の趣旨

- 1 京都市議会議員ら及び京都市職員（随行員）は、「平成 17 年度京都市海外行政調査」と称して、第 1 団が、2005 年 11 月 7 日から同月 12 日にかけて、オスロ（ノルウェー）、イースホイ（デンマーク）、コペンハーゲン（デンマーク）への海外旅行を行い、第 2 団が同年 10 月 23 日から 11 月 1 日にかけて、アテネ（ギリシャ）、バルセロナ（スペイン）、ヘロナ（スペイン）、ミラノ（イタリア）への海外旅行を行った。当初の予定では、第 1 団については、8 月 18 日から同月 27 日までの予定であったが、議員らの一方的な都合によりキャンセルになったため、日程を組み替え、少し旅行先を減少（それにより日程も減少）させて実施したものである。

なお、キャンセルした理由が国政選挙の日程の関係ということであり、海外視察を取りやめる正当な理由とは成り得ないものであることから見ても、真の目的が視察にはないことは明らかであろう。

このように上記各旅行は、例年繰り返されていることから慣例的に行われたのみで、系統的な視察目的を有するものではなく、場当たりのでなんの関連性もない目的を連ねるものであり、そのことのみでもまともな「調査」であるとは考えがたいものである。

過日確定した平成 13 年度の海外出張に関する大阪高裁判決では、制度の存続自体についても疑問が投げかけられており、再検討すべきと指摘されているにもかかわらず、視察を継続しようとする議員らは、まじめに検討しようという姿勢さえ持ち合わせていない。

本件旅行についても、名目的な調査目的は掲げているが、その実は、施設関係者に 1 時間程度の話を聞くのみであり、例年繰り返し指摘されているにもかかわらず、事前の学習などは行われた形跡がみられない。行った調査内容からみれば、第 1 団、第 2 団と分ける必要もないし、8 名も参加する必要もない。

以上のように、本件各旅行は、名目的な調査目的は掲げているものの、全体としてみるならば単なる観光旅行と言わざるをえないものである。それに

も拘わらず、そのような観光旅行に第1団427万1300円、第2団595万8300円、合計1022万9600円もの費用を費やしている。なお、第1団の当初予定をキャンセルしたために、随行員に関する取消料9万5000円の無駄な支出も余儀なくされている。

上記のような観光旅行は、一般的に見聞を広める程度の意味しか見いだすことはできず、私費で行うべきもので、市民の税金で行うことは許されない。上記判決でも指摘されているように自費負担すべきものである。

したがって、本件公金の支出は違法であるので、京都市は上記旅行代金と同額の損害を被っている。

よって、請求人は、下記の必要な措置を講ずべきことを請求する。

記

京都市長は、上記行政調査に参加した議員ら及び京都市職員に対し、旅行代金として各自に支出された金員を京都市に返還する等適正な措置を講ずべきことを求める。なお、本件監査については、外部監査にゆだねることを求める。

2 個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

監査委員の中には、京都市議会議員も含まれている。上記「海外行政調査」は、4年の任期中に1回は参加する（参加していた）ものであることから、いずれ同趣旨の海外旅行に参加することとなる議員（もしくはかつて参加した議員）によっては、いわゆるお手盛りと同旨の危険が存在するのであり、適正な監査を期待することは出来ない。

住所 京都市上京区

氏名 A

ほか7名

以上地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。併せて、同法252条の43第1項の規定により、当該請求にかかる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

2006（平成18）年10月4日

京都市監査委員 御中

注 事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 9 7 号

平成18年12月1日

請求人 様

京都市監査委員 青 木 善 男
同 久 保 省 二
同 江 草 哲 史

同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年10月4日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

京都市会議員（以下「市会議員」という。）ら及び随行の京都市職員（以下「随行職員」という。）は、「平成17年度京都市海外行政調査」と称して、第1団が平成17年11月7日から同月12日にかけて、オスロ等2箇国3都市への海外旅行を行い、第2団が同年10月23日から11月1日にかけて、アテネ等3箇国4都市への海外旅行を行った（以下、第1団による調査を「本件第1行政調査」と、第2団による調査を「本件第2行政調査」といい、これらを合わせて「本件各行政調査」という。）。本件第1行政調査は、当初、同年8月18日から同月27日までの予定であったが、派遣される市会議員（以下「派遣議員」という。）の一方的な都合によりキャンセルになったため、日程を組み替え、旅行先及び日程を減少させて実施した。

なお、キャンセルした理由は国政選挙の日程の関係という正当ではないものであることから、真の目的が視察にはないことは明らかである。

上記各旅行は慣例的に行われたのみで、系統的な視察目的を有するものではなく、まともな調査であるとは考え難い。

過日確定した平成13年度の海外出張に関する大阪高裁判決では、制度の存続自体に疑問が投げ掛けられており、再検討すべきと指摘されているにもかかわらず、視察を継続しようとする市会議員らは、まじめに検討しようという姿勢さえない。

本件各行政調査の実態は、施設関係者に1時間程度の話聞くのみであり、事前の学習などは行われた形跡が見られない。行った調査内容から見れば、2団に分ける必要もないし、8名も参加する必要もない。

本件各行政調査は、全体として見れば単なる観光旅行であるにもかかわらず、本件第1行政調査に4,271,300円、本件第2行政調査に5,958,300円、合計10,229,600円もの費用を費やしている。なお、本件第1行政調査の当初予定をキャンセルしたために、随行職員に関する取消料95,000円の無駄な支出も余儀なくされている。

上記のような観光旅行は、一般的に見聞を広める程度の意味しか見出すことはできず、私費で行うべきもので、市民の税金で行うことは許されない。

したがって、本件公金の支出は違法であるので、京都市（以下「市」という。）は、上記旅行代金と同額の損害を被っている。

そこで、京都市長は、本件各行政調査に参加した市会議員ら及び随行職

員に対し、旅行代金として各自に支出された金員を市に返還させる等適正な措置を講じることを求める。

本件監査については、外部監査にゆだねることを求める。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

監査委員の中には、市議員も含まれている。海外行政調査は、4年の任期中に1回は参加する、又は参加していたものであることから、いずれ同趣旨の海外旅行に参加することとなる市議員又はかつて参加した市議員によっては、いわゆるお手盛りと同旨の危険が存在し、適正な監査を期待することはできない。

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めない理由（個別外部監査契約に基づく監査によることの決定を京都市長に通知しなかった理由）

法第252条の43第1項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた法第242条第1項の請求があった場合において、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められるのは、違法性等の判断に極めて高度な専門性が要求される場合など、特別の事情があり、監査委員による監査になじまない事案であるとして、監査委員が外部の専門家に監査をさせることが相当であると判断する場合である。しかし、請求人は、適正に選任された監査委員について、市議員の職にあり、海外行政調査にかつて参加し、又は今後参加する可能性があることをもって、適正な監査を期待できないとし、これを理由として、個別外部監査契約に基づく監査を求めるものであって、これは、上記の特別の事情に当たるとは認められない。

よって、請求人が主張する監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由は、相当であると認めない。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成18年10月31日に請求人B及び同Cからの陳述を聴取した。これらの請求人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、市会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (1) 航空運賃が低下したことに合わせて旅費をなるべく節約する努力がされたかどうかを含め、費用対効果の面で疑問である。
- (2) 本件第1行政調査の日程変更に伴い減らされた調査目的に、市で導入が予定されているLRTの調査が含まれており、合理的理由があるか疑問である。
- (3) 調査先が、海外の旅行会社のホームページにあるテクニカルビジット

(業務視察)として掲載されているような場所であることから、調査先を先に決め、調査目的を後付けしていると思われる。

- (4) 本件各行政調査には2会派しか参加しておらず、市が公的な企画として行うべきものであるのか疑問である。
- (5) 過去の調査報告書には、旅行会社の企画書の文書をコピーしたように見られる部分があったが、今回の調査でも同様の手抜きがあったのではないのか。
- (6) 今回の日程の初日は14時に到着し、その後は自由時間であり、調査が翌日から開始された。仮に、出発を土曜にすれば調査は月曜から開始できる。そうすれば翌週の月曜に持ち越した調査を金曜若しくは土曜にでき、日程を1日若しくは2日分削ることができ、経費の抑制ができたはずである。自由時間を多く取る意図があったのではないか。
- (7) 大阪高裁平成17年5月12日判決を、海外行政調査の目的の正当性を承認したものと宣伝する市会議員があるが、当該判決は、自治体の内部行為について強い裁量権を認め、具体的な中身には立ち入らない旨判示したものである。
- (8) 上記大阪高裁判決は、一般教養取得型の旅行を存続させる必要性について再検討すべき時期が来ているとしている。その点を十分に検討し、市政に本当に必要な範囲での調査をしているのかを検討すべきである。
- (9) 本件第1行政調査の日程変更は国政選挙の期日の関係からであると考えられるが、これは日程を変更する合理的理由にはならない。合理的理由が見られなければ、単なる観光旅行と変わらず自費で行うべきであり、一般的教養を身に付けるための旅行に公費が支出されるのは不当である。
- (10) 群馬県議会の海外視察に関して、視察ではなく観光であるという報道がされたことから県民の苦情が殺到し、平成18年度の海外視察を凍結した例がある。岡山県でも海外視察において、空港からホテルまでの専用車代として55万円が支給されたのは違法であるとして住民監査請求がされ、その後住民訴訟が提起されている。これらの例を意識して、経費の支出が必要最小限といえるか十分吟味すべきである。

2 新たな証拠の提出

請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成18年10月31日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、2名の請求人が立ち会った。

- (1) 地方行政の施策が複雑、多様化し、国際化が進展している今日において、市会議員が執行機関の監視や政策の提言を行うには、幅広い見識と

国際的な視野を持つことが非常に重要である。

市会議員が、市が抱える行政課題に対する施策に関して、先駆的な取組を行っている国内の諸都市だけでなく、海外の都市等を調査することは、議員の行政監視能力及び政策提言能力の強化につながり、執行機関の提出議案の審議の参考になる等、非常に有益である。各市会議員の能力強化は、議会の審議能力及び政策提言能力を高め、ひいては住民の利益につながる。また、実際に現地で見聞して得る知識とインターネット等で得る知識とでは、質的に違いがある。

以上から、全市会議員を対象とする事業として、海外行政調査を実施し、市会議員1人につき任期中1回までの参加を可能としている。

(2)

ア 本件第1行政調査の調査目的は、①温暖化防止対策、②教育政策、③外国人労働者問題、④少子化対策及び⑤ユニバーサルデザインである。

イ 本件第2行政調査の調査目的は、①地震に対する防災体制、②観光地とその周辺におけるまちの美化及びごみ対策、③国際コンベンション誘致の取組、④歴史的建造物の保存と修復、⑤歴史的景観の保全とまちづくり、⑥歴史都市の交通政策並びに⑦歴史的景観を保持した都心部の活性化である。

ウ これらは、市の政策重点化施策や国家戦略としての京都創生、観光客5000万人構想の実現、環境共生型都市の取組、安心・安全のまちづくり、新京(みやこ)子どもいきいきプラン、新京都市観光振興推進計画等と関連し、これらの施策の審議に必要なものである。

(3) 本件第1行政調査の調査目的及び調査都市の選定理由は、次のとおりである。

ア

(7) 温暖化防止対策については、市では環境をあらゆる政策の基本とした「環境共生型都市」の実現に向け、温暖化防止対策等の環境政策が重要な課題となっているため調査目的とした。

(イ) 教育政策については、市が昨今の厳しい財政状況の下でも「教育は後退させない」として、常に先進的な取組を行っており、今後の新たな取組の参考とするため調査目的とした。

(ウ) 外国人労働者問題については、今後、市において国際化を進める上で、外国人を含む市民に対する積極的な取組が重要になってきているため調査目的とした。

(エ) 少子化対策については、全国平均を上回って少子化が進行する市の喫緊の課題であるため調査目的とした。

(オ) ユニバーサルデザインについては、平成17年4月施行の京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例に基づく今後の方針や、だれも

が障壁を感じる事のない生活環境の実現等についての参考とするため、調査目的とした。

イ

- (7) 温暖化防止対策及び教育政策については、恵まれた自然環境を守り、自然との共生に基づくビジョンを環境政策の基本としていること、及び先進的な教育政策に取り組んでいることから、オスロを調査都市とした。
 - (イ) 外国人労働者問題については、外国人労働者を受け入れる環境整備等の積極的な取組を行っているイースホイを調査都市とした。
 - (ウ) 少子化対策及びユニバーサルデザインについては、有子家庭を支援する施策が充実するなど少子化対策が進んでおり、ユニバーサルデザインに係る基準に基づく取組が行われているコペンハーゲンを調査都市とした。
- (4) 本件第2行政調査の調査目的及び調査都市の選定理由は、次のとおりである。

ア

- (7) 地震に対する防災体制については、その整備が国の重要課題であり、安心・安全のまちづくりを推進し、防災危機管理体制の充実を目指す市の体制整備の参考とするため、調査目的とした。
- (イ) 観光地とその周辺におけるまちの美化及びごみ対策については、観光客5000万人構想により国際観光都市の実現を目指す市にとって、同時にまちの美化等の取組を進め「環境共生型都市」を実現することが重要であるため、先進的なまちの美化等の取組を調査する趣旨から調査目的とした。
- (ウ) 国際コンベンション誘致の取組については、市の観光振興施策として国際コンベンション誘致の強化が掲げられていること、平成17年度に2008年関西サミットの誘致に取り組み始めたこと、当時新都市観光振興推進計画の策定に取り組んでいたこと等を踏まえ、調査目的とした。
- (イ) 歴史的建造物の保存と修復、歴史的景観の保全とまちづくり及び歴史的景観を保持した都心部の活性化については、市が「景観の保全・再生」、「伝統文化の継承・発信」、「観光の振興」等を重点戦略とする京都創生をまちづくりの基本に位置付けて取組を進め、国家戦略としての取組を求めていること、特に景観については「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の審議を踏まえ、将来を見据えた京都らしい景観づくりを進め、市民を挙げて美しいまちづくりに取り組むとしていることから、これらの取組を受けて議会で審議する際の参考とするため、調査目的とした。
- (オ) 歴史都市の交通政策については、観光振興政策において安全で快

適な観光のための公共交通サービスの提供や交通問題の解決、LRTの整備の検討等を行っている市にとって参考となることが多いため、調査目的とした。

イ

- (7) 地震に対する防災体制並びに観光地とその周辺におけるまちの美化及びごみ対策については、ギリシャが欧州で発生する地震の約半数を占めること、及びオリンピックを契機として罰金制度の導入などまちの美化とごみ対策を積極的に進めていることから、その対策等を参考にするため、アテネを調査都市とした。
 - (イ) 国際コンベンション誘致の取組及び歴史的建造物の保存と修復については、歴史的建造物の魅力を活かし、この10年間で最も観光客が増加した都市であり、かつ、世界的なコンベンション都市の一つに数えられているバルセロナについて、市と共通点が多いため、調査都市とした。
 - (ウ) 歴史的景観の保全とまちづくりについては、市と同じく歴史的な景観を有しつつ開発による景観問題を抱える都市であり、景観の保全と再生に係る取組と現状を調査することは参考とすべき点が多いため、ヘローナを調査都市とした。
 - (エ) 歴史的景観を保持した都心部の活性化及び歴史都市の交通政策については、歴史的景観と最新の文化が調和し同居する大都市であり、欧州有数の規模の路面電車等の交通網を有する一方で旧市街の交通問題に対応してきた経過を持つことから、景観保全策や車と公共交通を共存させる柔軟な政策が市にとって有益であるため、ミラノを調査都市とした。
- (5) 本件各行政調査に先立ち、事前準備として、派遣議員が各自、調査目的の関連資料等により自主学習を行い、各調査都市に対する調査内容を作成した。これを調査団でまとめ、効率良く調査が行えるよう事前に調査都市へ送付した。
- (6) 海外行政調査の旅費については、京都市旅費条例（以下「旅費条例」という。）に基づき国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の定めるところに従い計算した旅費の額（以下「旅費条例等による旅費額」という。）と、旅行会社の見積りによる団体参加旅費額を比較し、総額が安価であり、かつ、1人当たりの金額が京都市会における委員及び議員の派遣に関する要領（以下「派遣要領」という。）に規定する支給限度額120万円以内である後者の金額を採用し、旅費の経費支出を行った。
- 本件第1行政調査が取りやめになったことで、随行職員分のキャンセル料が発生したことにより必要となった経費支出も行った。
- (7) 本件各行政調査の結果を海外行政調査報告書にまとめ、全市会議員に

配布することにより、市会議員全体で成果を共有している。市民に対しては、同報告書を京都市会情報公開コーナーで閲覧に供している。

また、本件第1行政調査については、平成17年11月22日に市政記者に対する報告を行い、本件第2行政調査については、調査内容に関連する市の理事者に対し、団長が報告書を配布して説明を行った。

(8) 調査の成果の活用の具体例は、主に次のようなものがある。

ア 平成17年11月25日開会の普通決算特別委員会第2分科会において、磯辺とし子議員が、アテネで調査したごみ対策に触れ質問した。

イ 平成17年12月2日開会の普通決算特別委員会第1分科会において、橋村芳和議員が、オスロを訪問した際の温暖化防止対策及び教育政策を踏まえ発言した。

ウ 平成18年3月1日開会の普通予算特別委員会第2分科会において、磯辺とし子議員が、アテネでの地震対策の調査に触れ質問した。

(9) 平成17年9月22日付け監査結果において、2004年京都市会海外行政調査に関連し、監査委員からの要望を受けたが、同日時点では、既に本件各行政調査の派遣計画案が固まっており、時間的制約から、見直すことはできなかった。派遣計画に関しては、当初から、調査目的の市の行政課題との関連性や、調査目的についてより参考となる進んだ取組をしている都市を選定するなどして検討している。

海外行政調査全般に関する見直しについては、平成16年度の市会改革検討小委員会において市会議員1人当たりの旅費支給限度額を120万円から100万円に、日数を21日以内から14日以内に変更する旨決定した後も、同委員会において、行き先や調査目的の決定過程等の方法について、引き続き検討している。

(10) 土曜日及び日曜日の調査については、平成15年度から、可能な限り調査又は都市間移動に充てるよう行程を組んでいる。

本件第1行政調査については、日曜日をまたがらない日程とし、土曜日に帰国の途に就いた。本件第2行政調査については、最初の日曜日を出発日とし、次の日曜日にはミラノ公共交通公社にて交通政策に関する調査を行い、土曜日はバルセロナからミラノへの都市間移動に充てた。

第4 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書及び請求人の陳述並びに関係職員の陳述、関係職員から提出された関係書類及びその他の関係職員の説明の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 本件各行政調査の概要

ア 本件第1行政調査は、市会議員4名及び随行職員1名の計5名で構成する調査団により、平成17年11月7日から同月12日までの6日間、①温暖化防止対策に係る調査、②教育政策に係る調査、③外国人労働

者問題に係る調査，④少子化対策に係る調査及び⑤ユニバーサルデザインに係る調査を目的とし，オスロ，イースホイ及びコペンハーゲンを調査都市として実施された。

イ 本件第2行政調査は，市会議員4名及び随行職員1名の計5名で構成する調査団により，平成17年10月23日から同年11月1日までの10日間，①地震に対する防災体制に係る調査，②観光地とその周辺におけるまちの美化及びごみ対策に係る調査，③国際コンベンション誘致の取組に係る調査，④歴史的建造物の保存と修復に係る調査，⑤歴史的景観の保全とまちづくりに係る調査，⑥歴史的景観を保持した都心部の活性化に係る調査並びに⑦歴史的都市の交通政策に係る調査を目的とし，アテネ，バルセロナ，ヘローナ及びミラノを調査都市として実施された。

(2) 市会議員の海外への派遣については，京都市会会議規則（以下「会議規則」という。）第127条第1項本文の規定により市会の議決によることとされているほか，派遣要領に定める次の事項に従って，行われている。

ア 市会議員1人につき任期中1回までとする。

イ 団を編成して実施する。

ウ 団の数は，1年につき2団以内とする。

エ 1団につき1人の職員を随行させる。ただし，団員数が12人以上となる場合は2人以上の職員を随行させることができる。

オ 旅費は，市会議員1人につき120万円を限度とする。

カ 期間は，1団につき21日以内とする。

キ 団長は，あらかじめ行程表及び見積書を市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

なお，平成16年度の市会改革検討小委員会における検討の結果，次期改選後の平成19年度から，海外行政調査について見直し（市会議員1人当たりの旅費の支給限度額を120万円から100万円に，日数を21日以内から14日以内に変更）がされることとなっている。

(3) 本件各行政調査の企画及び実施は，次のような過程で行われた。なお，各過程においては，調査団ごとの協議が複数回にわたって行われた。

ア 本件第1行政調査

(7) 平成17年5月10日，第2回市会運営委員会理事懇談会（以下「理事懇談会」という。）において，自由民主党京都市会議員団及び民主・都みらい京都市会議員団から派遣議員が提示され，市会事務局から調査テーマ，調査項目及び調査都市の案が提示されるとともに，視察団を1団又は2団編成とし，具体的な団の編成等は派遣議員が協議することとされた。

(イ) 平成17年6月16日，旅行業者によるプレゼンテーションが行われた。

- (ウ) 平成 17 年 8 月 1 日、第 10 回理事懇談会において、本件第 1 行政調査の実施案が協議された。当該実施案は、平成 17 年 8 月 18 日から同月 27 日までの 10 日間に、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク及びドイツの 4 箇国、6 都市を訪問し、上記(1)アに掲げる各事項のほかに、地方主権の福祉施策、バリアフリー施策及び公共交通施策、交通施策（最新 L R T）並びに安心・安全（治安）対策を調査するというものであった。
- (エ) 平成 17 年 8 月 9 日、第 12 回市会運営委員会理事会において、会議規則第 127 条第 1 項及び派遣要領 2(2)に基づく諮問を受け、本件第 1 行政調査への市会議員の派遣について協議され、各会派が了承した。議長は、同日付けで、会議規則第 127 条第 1 項ただし書の規定により本件第 1 行政調査への市会議員の派遣を決定するとともに、調査団員（市会議員 4 名及び随員職員 1 名）の旅行命令を決定した。
- (オ) 平成 17 年 8 月 12 日、第 12 回理事懇談会において、同月 8 日の衆議院の解散及びこれに伴う総選挙の実施を受けた 9 月市会の日程の変更に係る協議が行われ、市会運営委員長を務める本件第 1 行政調査団長から、9 月市会の議事運営の関係上、市会運営委員会理事会等の日程を優先させ、本件第 1 行政調査を取りやめたい旨、及び他の調査団員も同様の意向である旨が表明され、同日、議員派遣取消申出書が提出された。
- (カ) 本件第 1 行政調査は、次の理由から、1 名減員のまま実施するのではなく、全体を取りやめることとされ、議長は、平成 17 年 8 月 15 日付けで、本件第 1 行政調査への市会議員の派遣の取消を決定するとともに、旅行命令の取消を決定した。
- ① 本件第 1 行政調査の旅費については、旅費条例等による旅費額（市会議員 1 人当たり 1,222,790 円）と団体参加旅費額（旅行会社の見積りによる額。1 人当たり 1,137,000 円）とを比較し、後者の額を選択していたところ、調査団員が 1 名減員されると、旅行会社による上記見積額が適用されなくなり、1 名減員で本件第 1 行政調査を実施する場合、前者の計算額を選択せざるを得ないこととなったが、その場合、市会議員 1 人当たりの旅費が派遣要領に規定する限度額（120 万円）を上回ることとなった。
 - ② 他の派遣議員についても、市会日程の変更等の協議案件が増え、予定通りに派遣することが困難となった。
- (キ) 平成 17 年 10 月 7 日、第 18 回理事懇談会において、市会議員 1 名の辞退の申出を受け、派遣議員を 8 名（自由民主党 7 名、民主・都みらい 1 名）とすることとされるとともに、本件各行政調査の実施案が協議された。この時の本件第 1 行政調査の実施案は、上記(ウ)の案と比べると、調査期間を 10 日間から 6 日間に短縮し、スウェーデ

ン及びドイツの訪問を中止するというものであった。

(ク) 平成 17 年 10 月 12 日、第 21 回市会運営委員会において、本件各行政調査への市会議員の派遣について、各会派が了承し、翌 13 日、京都市会本会議において議決された。

(ケ) 議長は、平成 17 年 10 月 26 日付けで、本件第 1 行政調査に係る調査団員（市会議員 4 名及び随員職員 1 名）の旅行命令を決定した。

(コ) 本件第 1 行政調査は、平成 17 年 11 月 7 日から同月 12 日まで、計画のとおり行われた。

イ 本件第 2 行政調査

(ア) 上記ア(ア)のとおり協議された。

(イ) 平成 17 年 7 月 12 日、旅行業者によるプレゼンテーションが行われた。

(ウ) 上記ア(キ)前段のとおり協議された。

(エ) 上記ア(ク)のとおり、各会派了承のうえ議決された。

(オ) 議長は、平成 17 年 10 月 13 日付けで、本件第 2 行政調査に係る調査団員（市会議員 4 名及び随員職員 1 名）の旅行命令を決定した。

(カ) 本件第 2 行政調査は、平成 17 年 10 月 23 日から同年 11 月 1 日まで、計画のとおり行われた。

(4) 本件各行政調査に係る旅費として、次のとおり、総額 10,324,600 円が支出された。

ア 本件第 1 行政調査団（随員職員を含む。）5 名分の旅費については、旅費条例等による旅費額（市会議員 1 人当たり 1,108,500 円、随員職員 805,420 円。合計 5,239,420 円）及び団体参加旅費額（1 人当たり 854,260 円。合計 4,271,300 円）を比較したうえ後者が選択され、平成 17 年 11 月 4 日に、4,271,300 円が支出された。

イ 本件第 2 行政調査団（随員職員を含む。）5 名分の旅費については、旅費条例等による旅費額（市会議員 1 人当たり 1,268,660 円、随員職員 957,880 円。合計 6,032,520 円）及び団体参加旅費額（1 人当たり 1,191,660 円。合計 5,958,300 円）を比較したうえ後者が選択され、平成 17 年 10 月 21 日に、5,958,300 円が支出された。

ウ 本件第 1 行政調査の当初の計画の取消しに伴う随員職員 1 名分の取消料に係る旅費については、平成 17 年 11 月 18 日に、当該随員職員に対する旅行会社の請求額である 95,000 円が支出された。

(5) 本件各行政調査の日程は、次のとおりであった。

ア 本件第 1 行政調査

日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	調査内容等
1	11 月 7 日 (月)	関西国際空港発	12:00	航空機	ヘルシンキ経由オスロへ
		ヘルシンキ着	15:20		
		ヘルシンキ発	17:55	航空機	
		オスロ着	18:25		

		オスロ	18:25 20:00	専用車	ホテルへ移動 (オスロ泊)
2	11月8日 (火)	オスロ	9:30 11:00		教育行政に係る調査
			11:00 13:00	専用車	移動及び昼食
			13:00 15:00		温暖化防止対策に係る調査
			15:00 16:00	専用車	ホテルへ移動 (オスロ泊)
3	11月9日 (水)	オスロ	8:00 8:30	専用車	空港へ移動
		オスロ発 コペンハーゲン着	10:25 11:35	航空機	空路、コペンハーゲンへ
		コペンハーゲン	11:35 14:00	専用車	移動及び昼食
			14:00 16:00		少子化対策に係る調査
			16:00 17:00	専用車	ホテルへ移動 (コペンハーゲン泊)
4	11月10日 (木)	コペンハーゲン発 イースホイ着	9:00 9:30	専用車	移動
		イースホイ	9:30 11:30		外国人労働者問題に係る調査
		イースホイ発 コペンハーゲン着	11:30 13:30	専用車	昼食及び移動
		コペンハーゲン	13:00 17:00		ユニバーサルデザインに係る調査 (コペンハーゲン泊)
5	11月11日 (金)	コペンハーゲン	10:00 10:30	専用車	空港へ移動
		コペンハーゲン発 ヘルシンキ着	12:30 15:05	航空機	ヘルシンキ経由日本へ (機中泊)
		ヘルシンキ発	18:40		
6	11月12日 (土)	関西国際空港着	10:40	航空機	到着後京都へ

イ 本件第2行政調査

日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	調査内容等
1	10月23日 (日)	関西国際空港発 ミラノ着	13:00 18:45	航空機	ミラノへ
		ミラノ	18:45 20:00	専用車	ホテルへ移動 (ミラノ泊)
2	10月24日 (月)	ミラノ	7:40 8:40	専用車	空港へ移動
		ミラノ発 アテネ着	10:35 14:10	航空機	アテネへ
		アテネ	14:10 15:40	専用車	ホテルへ移動
		アテネ	17:00 18:45		現地邦人との意見交換 (アテネ泊)
3	10月25日 (火)	アテネ	9:15 10:45		地震に対する防災対策に係る調査
			10:45 11:30	専用車	移動
			11:30 13:00		まちの美化とごみ対策に係る調査
			13:00 17:00	徒歩・ 専用車	昼食、市内視察及びホテルへ移動 (アテネ泊)
		アテネ	10:00 10:40	専用車	空港へ移動

4	10月26日 (水)	アテネ発 ミラノ着	12:45 14:10	航空機	ミラノ経由バルセロナへ
		ミラノ発 バルセロナ着	16:00 17:30	航空機	
		バルセロナ	17:30 18:30	専用車	ホテルへ移動 (バルセロナ泊)
5	10月27日 (木)	バルセロナ	9:30 11:00		国際コンベンション誘致の取組に係る調査
			11:00 14:00	専用車	市内視察及び昼食
		バルセロナ発 ヘローナ着	14:00 16:00	専用車	ヘローナへ移動 (ヘローナ泊)
		ヘローナ	9:30 11:00		歴史的景観の保全とまちづくりに係る調査
				11:00 12:00	専用車
		ヘローナ発 バルセロナ着	12:00 14:15	専用車	バルセロナへ移動
		バルセロナ	14:15 15:45		歴史的建造物の保存と修復に係る調査
			15:45 16:45	専用車	ホテルへ移動 (バルセロナ泊)
7	10月29日 (土)	バルセロナ	9:30 10:00	専用車	空港へ移動
		バルセロナ発 ミラノ着	12:15 14:00	航空機	ミラノへ
		ミラノ	14:00 15:00	専用車	ホテルへ移動(移動後自由行動) (ミラノ泊)
8	10月30日 (日)	ミラノ	9:00 11:50		歴史都市の交通政策に係る調査
			11:50 以後		昼食の後, 自由行動(ミラノ泊)
9	10月31日 (月)	ミラノ	9:30 11:15		歴史的景観を保持した都心部の活性化に係る調査
			11:15 15:30	専用車	空港へ移動, 昼食
		ミラノ発	15:30		日本へ (機中泊)
10	11月1日 (火)	関空着	11:15	航空機	到着後京都へ

(6) 本件各行政調査に係る各都市における調査等の内容は、次のとおりであった。

ア 本件第1行政調査

都市名	調査場所, 説明者及び日時	調査内容
オスロ	場 所: オスロ市教育局 説明者: 同局スペシャルコンサルタント及び同局情報部職員 日 時: 平成17年11月8日(火) 9:30~11:00	【教育行政に係る調査】 ・学校の自治と分権化 ・学校長研修制度 ・生徒, 親等の満足度 等について聴取
	場 所: オスロ市環境局 説明者: 同局職員等3名 日 時: 平成17年11月8日(火) 13:00~15:00	【温暖化防止対策に係る調査】 ・地球温暖化防止に係るオスロ市のビジョン ・オスロ市独自の環境管理規格 等について聴取
	場 所: コペンハーゲン市国際視察部 説明者: 同部職員 日 時: 平成17年11月9日(水) 14:00~16:00	【少子化対策に係る調査】 ・デンマークにおける少子化対策及び児童福祉施策 ・社会政策に対する市民の意識 等について聴取

コペンハーゲン	場 所：デンマークアクセシビリティ協会 説明者：同協会職員 日 時：平成 17 年 11 月 10 日(木) 13：00～17：00	【ユニバーサルデザインに係る調査】 ・デンマークのバリアフリーの基準及びマーキング制度 ・ノーマライゼーションの理念の浸透状況 等について聴取 ・ユニバーサルデザイン化実施施設を視察（大規模施設として国立美術館，小規模施設として労働者博物館）
イースホイ	場 所：イースホイ市労働局（ジョブセンター）等 説明者：ジョブセンターリーダー 日 時：平成 17 年 11 月 10 日(木) 9：30～11：30	【外国人労働者問題に係る調査】 ・外国人の受入れに関する考え方 ・外国人が社会に適應するための職業訓練等の取組 等について聴取 ・市内の視察 ・市長表敬訪問

イ 本件第 2 行政調査

都市名	調査場所，説明者及び日時	調査内容
アテネ	場 所：ディバニ・カラベル・ホテル 説明者：藤塚朋美バルディ氏 （日本貿易振興機構アテネ・リエゾン職員） 日 時：平成 17 年 10 月 24 日 17：00～18：45	ギリシャの情勢についての説明と意見交換
	場 所：地震対策防災協会 説明者：協会スタッフ（建築学者及び地質学者） 日 時：平成 17 年 10 月 25 日(火) 9：15～10：45	【地震に対する防災対策に係る調査】 ・地震に対応した建築規制 ・地震予知 ・地震発生の際の対応体制 等について聴取
	場 所：アテネ市役所 説明者：副市長（環境行政担当） 日 時：平成 17 年 10 月 25 日(火) 11：30～13：00	【まちの美化とごみ対策に係る調査】 ・オリンピックを契機とする罰金制度等の美化対策の成果と現状 ・清掃費用の徴収，ごみ処理の方法 ・観光客向けの公衆トイレの設置 等について聴取
	場 所：アテネ市街地，アクロポリス 日 時：平成 17 年 10 月 25 日(火) 13：00～17：00	アテネ市街地及びアクロポリスを視察 ・地震対策防災協会における調査にて聴取した神殿の石柱を確認 ・市街地の清掃状況やポイ捨てを取り締まる市警の様子を視察 ・アクロポリスの清掃状況を視察 ・アクロポリス付近の公衆トイレを視察
バルセロナ	場 所：バルセロナ・コンベンションビューロー 説明者：同ビューロー代表 日 時：平成 17 年 10 月 27 日(木) 9：30～11：00	【国際コンベンションの誘致の取組に係る調査】 ・バルセロナ市の観光事業の体制，バルセロナ・コンベンションビューローの組織，活動等 ・観光客誘致の考え方 等について聴取
	場 所：サグラダ・ファミリア，聖家族教会付属学校 説明者：田中裕也氏（建築家） 日 時：平成 17 年 10 月 28 日(金) 14：15～15：45	【歴史的建造物の保存と修復に係る調査】 ・サグラダ・ファミリア，聖家族教会付属学校についての説明 ・サグラダ・ファミリアの保存と修復に関する考え方 等について聴取
ヘローナ	場 所：ヘローナ市役所 説明者：市議員（都市計画担当） 日 時：平成 17 年 10 月 28 日(金) 9：30～11：00	【歴史的景観の保全とまちづくりに係る調査】 ・旧市街の再整備の取組経過 ・旧市街の景観保全のための建築規制，補助制度 等について聴取

ミラノ	場 所：ミラノ公共交通運営公社 パーク&ライド駐車場等 説明者：視察案内担当者、駐車場担当 者及び地下鉄設計等責任者 日 時：平成 17 年 10 月 30 日(日) 9：30～11：15	【歴史都市の交通政策に係る調査】 ・ミラノ公共交通公社の立体駐車 場、地下鉄整備・試走場等を視 察、運営状況を聴取 ・新型低床路面電車に試乗
	場 所：ミラノ市都市計画課 説明者：都市計画担当者(建築家) 日 時：平成 17 年 10 月 31 日(月) 9：30～11：15	【歴史的景観を保持した都心部の 活性化に係る調査】 ・ミラノ市の交通網その他町の概要 ・旧市街の商業規制、景観保護と 都市活性化対策 等について聴取

- (7) 本件各行政調査の結果は、本件第 1 行政調査については「2005 年京都市会海外行政調査報告書」に、本件第 2 行政調査については「2005 年京都市会欧州（南欧）行政調査報告書」に、それぞれまとめられた。

2 判断及び結論

(1) 市会議員の海外への派遣について

ア 関係職員の説明によれば、市会が実施する海外行政調査は、市が抱える行政課題について、広く海外の都市等の先進事例などについて調査するもので、その主旨は、①市会議員の行政監視能力及び政策提言能力を向上させること及び②調査の成果を各市会議員が共有して活用することであり、これらを通じて議決機関である市会の審議能力等の向上につなげようとするものであると解される。このような主旨の海外行政調査は、市会が議決機関としての機能を適切に果たすために必要な活動であると認められる。

そして、このような主旨に照らして合理的な調査目的を設定し、相当な計画に基づいて行われる海外行政調査は、法第 100 条第 12 項の趣旨に合致するものと認められる。

イ 一方で、上記の主旨に照らして調査目的に正当性がない場合や、調査目的が合理的であっても、その目的に照らして市会議員の派遣計画が相当でない場合等には、裁量権の逸脱又は濫用として、違法と認定される場合があり得る。

そして、調査目的の正当性及び派遣計画の相当性の有無は、調査目的及び派遣計画が上記の海外行政調査の主旨を実現するもの（単に市会議員の活動の基礎となる知識又は素養を得るだけのものではない。）であるかにより判断すべきものであると考える。また、調査目的の正当性について議会の広範な裁量が認められるのに対し、派遣計画の相当性についてはその裁量が制約を受けているとされている（大阪高裁平成 17 年 5 月 12 日判決）ことを考慮すると、派遣計画については、調査目的との関連において客観的な相当性を有するかどうかを、個別の日程ごとに判断すべきものとする。

(2) 本件各行政調査の実施について

ア 実施の手続について

(7) 本件各行政調査の実施については、平成17年10月12日開会の市会運営委員会に市会議員の派遣計画が諮問され、同月13日開会の市会本会議において派遣目的、派遣場所、派遣期間及び派遣議員を明らかにして議決されている。また、本件各行政調査の実施後は、議長に対し、議員派遣報告書が提出されている。以上から、本件各行政調査は、法、会議規則及び派遣要領に定める手続を経て実施されたものと認められる。

(i) なお、本件第1行政調査については、当初の計画が取りやめになり、日程及び調査先を縮小して実施された経緯が認められるが、当初の計画に係る議員派遣の取消し及び旅行命令の取消しの手続についても、適正に行われている。

イ 調査目的の正当性について

(7) 上記1(1)アに掲げる本件第1行政調査における調査目的及び上記1(1)イに掲げる本件第2行政調査における調査目的は、いずれも、市政の重要課題と関連性を有することが認められるところ、上記(1)アの海外行政調査の主旨に照らせば、このような調査目的を設定して海外行政調査を行うこと自体は、正当なものであると認められる。

(i) 請求人は、調査目的が系統的でなく、場当たりの関連性がない旨を主張するが、調査目的の設定方法については、市会の広範な裁量にゆだねられていると解されるところ、本件各行政調査の調査目的は、目下の市政の重要課題について、広範囲にわたって調査する意図で設定されたものであると見ることができ、調査目的の設定に係る市会の裁量を逸脱するものとは認められない。

(ii) また、請求人は、国政選挙の日程のために本件第1行政調査の当初の計画を変更したことは、正当な理由に基づくものではなく、計画の変更により市において導入が予定されているLRTの調査が中止されるなどしているから、本件第1行政調査が調査目的で行われたものではない旨を主張する。

しかし、本件第1行政調査の計画の変更は、衆議院の解散及び総選挙の実施が決定されたことを端緒としつつ、直接には、その影響で市会の日程が変更されたために、議事運営を優先させることとしたことを理由としている。本件第1行政調査団長が、議事運営に責任を負う市会運営委員会委員長を務めていたことも考慮すれば、市会の日程変更に伴い、議事運営を重視して海外行政調査の計画を変更することは、何ら不自然なことではない。また、関係職員の説明によれば、計画の変更により調査目的及び調査都市を減じたのは、11月市会の日程を考慮し、調査都市及び調査目的を絞り込んだ結果であるが、これが本件第1行政調査全体の目的の正当性を否定する理由になるとは認められない。上記1(3)アに掲げた事実関係に照ら

せば、当初の計画が変更された経過から、本件第1行政調査の目的の正当性を疑うべき事情を見出すことはできない。請求人の主張は、採ることができない。

ウ 派遣計画の相当性について

- (7) 派遣計画の相当性については、当該派遣計画の企画立案の方法、調査団の編成方法、調査目的ごとの調査内容及び調査都市の相当性、調査の日程及び期間等を総合的に考慮し、当該派遣計画が調査目的に照らして客観的に見て相当なものであるかどうかを判断すべきである。
- (イ) これを本件各行政調査の派遣計画について見ると、本件各行政調査の企画立案の方法については、事務局案及び派遣議員の提案を参考に、派遣議員の協議により作成されていることが認められ、派遣議員による主体的関与が見られる。また、旅行会社のプレゼンテーション以前に、調査期間及び調査都市が旅行会社に対して見積条件として提示されており、旅行会社に企画立案の一切を行わせるというような方法が採られた形跡は見られない。
- (ウ) 調査団の編成方法について見ると、市会の海外行政調査は、団を編成して実施するものとされており（派遣要領2(5)ア(イ)）、本件各行政調査も、それぞれ団を編成して行われている。

これに関して請求人は、①調査内容からすれば2団編成にする必要はなく、8名も参加する必要はないこと、及び②派遣議員が市会を構成する会派のうち2会派からしか選出されていないことから、市が公的な企画として行うべきものではないことを主張する。

海外行政調査を実施するのに調査団を編成するか、及び調査団を編成する場合にどのような構成とするかは、上記(1)アの海外行政調査の主旨、調査目的、調査期間、調査都市等を勘案して市会がその裁量により決定すべきものであるところ、本件各行政調査は、合計12項目にわたって、欧州の広範囲にわたる都市を対象に行われており、これを本件第1行政調査において北欧方面を、本件第2行政調査において南欧方面を調査するように分担することは、合理的な調査方法であるといえるし、各調査団の市会議員4名という構成が、調査内容に照らして過大な人数であるともいえないから、請求人の上記①の主張は、採ることができない。

また、海外行政調査への市会議員の派遣は、議会の意思としてこれを行うものであり（法第100条第12項）、市においては、原則として市会の議決によるべきことが定められているところ（会議規則第127条第1項本文）、本件各行政調査への市会議員の派遣も、この手続を経て決定されたことが認められるのであるから、調査団の構成が特定の会派に偏っているということが、海外行政調査への市会

議員の派遣の違法事由になるべきものではない。請求人の上記②の主張も、採ることができない。

- (イ) 本件各行政調査の調査内容について見ると、それぞれ、設定された調査目的との関連を有する内容について、現地の実情を、一定の時間を掛けて、実地視察又は担当者からの説明の聴取、質疑等により調査したものであることが認められ、全体としては、調査目的に照らし、相当な調査内容であると認められる。
- (ロ) 調査都市については、本件第2行政調査について、後述（下記(カ)）のように調査都市間の位置が離れている影響で日程にやや非効率的な部分が生じているが、それぞれ、設定された調査目的と関連を有する施策等を行う都市であることが認められる。
- (カ) 本件各行政調査の日程及び期間については、当該日程が調査目的と無関係に組まれ、そのために公金が支出されていれば、裁量権の逸脱又は濫用に当たるとされているところであり（前掲大阪高裁判決）、以下、この観点から本件各行政調査について検討する。
 - a 本件第1行政調査の日程について見ると、当該日程では、現地との往復に充てられた日（日程の初日、5日目及び最終日）を除く現地滞在期間（2日目から4日目まで）中、都市間移動に充てられた3日目の午前を除く各日の午前及び午後に調査が行われており、調査目的の数及び調査内容に照らせば、非常に密度の高い、効率的な日程であると認められる。当該日程中には、裁量権の逸脱又は濫用に当たると見るべき要素を何ら見出すことはできない。
 - b 本件第2行政調査の日程について見ると、当該日程では、10日間の日程の初日、2日目、4日目、7日目及び最終日が専ら現地との往復又は都市間移動に充てられているほか、5日目の午後及び9日目の午後も移動に充てられていて、移動時間が日程中の相当の時間を占めていたことが認められる。また、日程中には、①7日目（平成17年10月29日（土））の午後3時以後及び②8日目（同月30日（日））の午後について、自由時間が設定されていたことが認められる。

本件第2行政調査についてこのような移動時間が生じた原因は、調査都市の位置関係及び交通事情によるところが大きく、自由時間については、これらに加え、官公庁への訪問が困難な土曜日及び日曜日であったことにより生じたものと考えられる。

日程中に移動時間又は自由時間が多くなることは、調査の効率性の観点からは望ましいとはいえないが、調査目的上の必要から地理的に離れた複数の都市を調査するために、日程の効率性をある程度犠牲にせざるを得ないこともあり得るところであって、調査都市の選定は、そのような調査目的上の必要と日程の効率性と

を考慮して議会の裁量により定めるべきものである。本件第2行政調査に係る調査都市の選定については、関係職員により、上記第3 3(4)イのとおり説明がされているところ、各都市について、調査目的との関連性が具体的に示されており、地理的に離れた都市を調査することについて、調査目的上の必要があったことが認められるほか、10日間の日程で、7項目、実地視察及び現地邦人との意見交換を含めると9項目の調査等を行っていることが認められる。また、自由時間中に、公費による観光施設への入場等が行われた事実も認められない。これらのことからすれば、日程中の移動時間が多いこと及び一部に自由時間を設けていることが、殊更調査目的と無関係に組まれたものであるとまでは認められず、議会の裁量権の逸脱又は濫用に当たるものとは認められない。

なお、請求人は、出発を1日早めることで日程の短縮が可能である旨を指摘し、そのような調整を行わないことが多くの自由時間を設定する意図に出るものである旨を主張するが、本件第2行政調査の期間は、旅行会社に見積条件を示した段階で既に調整がなされており、自由時間を多く確保するために意図的に日程を操作した形跡も認められない。日程全体から見れば自由時間が異常に長時間にわたるといっても構わないから、企画の段階において日程短縮のための工夫の余地があるとしても、それがために上記の認定が左右されるものとは認められない。

(キ) 以上のことを総合すると、本件各行政調査の計画は、調査目的に照らし、おおむね相当なものであったと認められる。

エ 以上のとおり、本件各行政調査は、上記(1)アの海外行政調査の主旨に照らし、正当な調査目的を設定し、当該調査目的に照らしておおむね相当な計画をもって実施されたものと認めることができ、前掲大阪高裁判決に照らし、議会の裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

(3) 本件各行政調査の成果について

本件各行政調査の結果は、上記1(7)に掲げる各調査報告書にまとめられている。当該各調査報告書は、主に質疑応答の内容及び派遣議員による所見又は報告で構成されているところ、事前調査の内容及、事前に作成した調査項目との関連を含む調査の成果の体系的な整理、入手した資料の説明等、報告書の内容を充実させる余地はあると考えられるものの、調査の結果が具体的に記載された成果物として評価することができる。

当該各調査報告書は、全市会議員に配布され、及び市民の閲覧に供されていることが認められ、派遣議員により調査内容を踏まえた質問が市会の普通決算特別委員会等で行われるなど、本件各行政調査の成果が一定活用されていることが認められる。

(4) 本件各行政調査の旅費について

ア 本件各行政調査に係る旅費のうち、本件各行政調査の実施に係る旅費（上記1(4)ア及びイ）については、旅費条例等による旅費額が適正に算定され、団体参加旅費額との比較によって、後者の旅費額が適正な手続により支出され、その額も派遣要領に定める限度額内であったことが認められる。

イ 本件第1行政調査に係る旅費のうち、当初の計画の変更に伴い随行職員が負担する取消料に係る旅費（上記1(4)ウ）については、随行すべき旅行が中止されたことにより旅行命令が取り消されたことを受けて、旅行会社との約定による額の範囲内で旅行会社が当該随行職員に請求した額が適正に支出されたことが認められる。

請求人は、本件第1行政調査の当初の計画の変更が合理的な理由に基づくものではないから、当該旅費の支出は違法である旨を主張するが、随行すべき旅行が中止されたことに伴う随行職員が負担する取消料に係る旅費について、旅行の中止の理由は問われないというべきであるうえ、計画変更の理由については上記(2)イ(ウ)で認定したとおりであるから、請求人の主張は、採ることができない。

(5) 結論

以上のとおり、本件各行政調査に係る旅費の支出については、これを違法又は不当なものであるとする理由は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)